

飯島賢二の

やさしく解決！ 難問道場

第35回



株式会社 飯島 綜研 代表取締役 飯島 賢二

Q 究極の「相続税対策」とはどのようなものですか？

A

相続にかかる税金は、個人にかかる資産税であり、法人とは関係のない性格のものはずです。しかし、中小企業の社長の場合は、個人と会社、資産家と経営者との区分があまり明確で

ないことから、個人的相続の動向はそのまま会社経営に大きく影響を及ぼすことになります。したがって中小企業の場合、相続税対策は今後の会社経営を左右すべき重要なビッグイベントとして認識すべきでしょう。そうした意味では、単なる「相続税対策」ではなく「相続対策力」という言葉を使い、その重要度を強調することができます。この言葉には、「何が何でも、実施し続ける」という確固たる意思が含まれており、逆に、実施しない限り、何も意味しないことを表しています。結論から言うと、相続税対策は三つしかありません。それは、「評価額を下げる！」「控除額を増やす！」「財産を減らす！」の三点です。

第一の「評価額を下げる」とは、現金の資産を他のものに替えるということです。現金は100%の評価になるゆえ、同じ価値を相続税の評価の仕方を変え、評価額そのものを減少させるという方法です。現金と同じ額を、もしゴルフ会員権、有価証券、生命保険等の金融商品等に替

えたとすれば、100%現金評価とはなりません。あるいは不動産、同じ土地でも「更地」の評価と、「貸家建付地」の評価では雲泥の差と言ってよく、土地の値段が半分ぐらい違ってくるはず。こんな検討が第一の方法でしょう。

第二の「控除額を増やす」とは、養子縁組をして基礎控除額を一人分増やす。現行法で言えば、控除する額が1000万円増えることになります。あるいは、配偶者控除の最大限の活用ということもその一つと言えましょう。配偶者が相続する分は、基本的には相続財産の半分までは税金の対象にならない（詳細規定があるので注意）ことになっています。配偶者がどれだけ相続するかによって、各人の相続税額は大きく変わってきます。

第三の「財産を減らす」は生前贈与の活用です。贈与税の基礎控除額を活用して有効的、合法的に、財産を生きている間に譲ってしまう方法です。贈与は法定相続人に限ったことではありません。嫁や孫、曾孫にもとなれば相当額（贈与税の基礎控除は一人年間110万円）が生前に贈与でき、ゴッドファーザーとしての威厳が保たれることにもなりましょう。

いずれにしても、相続開始直前のできる対策はありません。時間をかけて、一つずつ確実に実施しなければ効果はないのです。

「これからも、ずっと中小企業の強い味方であり続けたい…」

日本経済を支えている中小企業をあらゆる面からサポートし、ご満足いただく。ここに、当社の存在価値があります。

 **IKG 株式会社 飯島 綜研**

代表取締役社長 飯島 賢二
税理士・中小企業診断士

〒360-0024 埼玉県熊谷市問屋町2-4-18 ソシオ熊谷情報センター2F TEL 048-528-2191 FAX 048-528-2197
IKGホームページ <http://www.ik-g.jp>